

委託業務仕様書

1 業務名

えひめのお魚魅力発信事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 業務の目的

資材価格の高騰等により、厳しい状況が続く県内漁業者支援のため、首都圏事業者と連携した社食メニュー等の開発のほか、大手企業等でのPRや販売促進を行うことで、需要の拡大を図る。

4 事業費

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

5 業務概要

本業務は、首都圏事業者と連携し、栄養士監修のもと県産水産物を活用したメニューの開発を行う。大手企業の社食、大学の学食等の献立に新たに開発したメニューを取り入れ、健康面を切り口としたPRを行うことで、えひめのお魚の魅力を発信し、需要の拡大を図る。

6 ターゲット

本事業が設定する主なペルソナ像（仮説含む）は、以下のとおり。

- ・大手企業の場合：年齢は40～60歳、職業は会社員（事務職：総務／人事／労務等）、地方出身、居住地は首都圏、共働きで子供1人の3人家族、興味関心は食／健康／スポーツ、料理はするが腕前は普通、と想定している。
- ・大学及び大学院の場合：年齢は18～26歳、サークルまたは体育会系部活所属、地方出身、居住地は首都圏、興味関心は食／スポーツ／SNS、料理はしない、と想定している。

なお、事業執行にあたって、より適切なターゲットがあると考えられる場合、受託事業者で検討の上、提案することとし、これらを基礎資料として、愛媛県と受託者で協議の上、決定するものとする。

7 実施業務

（1）ディレクション業務

- ① 本事業の目標達成の指標（KGI）を県産水産物の使用量のほか、えひめのお魚の魅力発信を十分に加味するとともに、健康増進に資するメニューの開発数とし、事業目標を達成するための開発商品のコンセプト、監修を行う栄養士の選定、開発商品の製造を行う事業者、展開販売を行う大手企業等との調整、広報事業等を含めた事業全体の企画、スケジュールを策定し、併せて提案すること。

なお、具体的な事業計画については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「事業計画書」として決定する。

- ② 策定した事業計画に基づき、各種業務を管理運営すること。
- ③ 事業完了時に、本事業が県産水産物の認知や関心等の向上へ与えた影響についても、分析を実施すること。

(2) 県産水産物を活用した惣菜等のメニュー開発業務

- ① 県産水産物をメイン食材に使用するとともに、栄養士監修のもと、県産水産物の美味しさや健康面などの機能性を広くPRし、知名度向上、イメージアップにつながる商品を5品以上開発すること。
- ② 開発する商品は、養殖マダイなど愛媛県を代表する魚種をメインの食材として使用し、惣菜など魚を食堂施設で簡単に食べられる状態で販売できるものとする。なお、使用する魚種は、提案のあった企画・製造量・製造時期等を踏まえて、愛媛県と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ③ 開発商品の製造を行う事業者についても、事前に調整を行い、製造できる体制を整えること。
- ④ 使用する県産水産物については、製造事業者の通常の仕入れルートで仕入れることとし、県から販売事業者などは指定しない。必要に応じて、販売事業者の紹介をすることはできるが、県は、価格交渉等を行わない。

(3) 大手企業等の食堂施設でのPRや開発メニューの販売展開

- ① (2)で開発したメニューについては、上記6ターゲットで示した層に対して可能な限り広い範囲で展開販売できるよう、大手企業や大学等と連携・調整を行うこと。
- ② 販売時期については、令和8年度冬季を目途に展開販売を開始することとし、販売期間は指定しない。

(4) 広報業務

- ① メニュー開発に携わった栄養士監修のもと、大手企業等の食堂施設にて健康面を切り口とした県産水産物のPR（フェア等に絡めて）に努めること。
- ② 展開販売する大手企業等と連携し、必要に応じ、訴求力のある広告記事や広告用の写真、動画等を制作し、効果的な情報発信を行うこと。

(5) その他

- ① 上記業務以外に、効果的な企画がある場合は、追加提案として企画提案書に記載すること。実施の可否や具体的内容については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。
- ② 本業務に係る全ての経費（謝金、材料費、報告等に係る経費、事業協力費等含む）は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ③ 各業務上で必要となるアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許

諾など、全て受託者の責任において行うこと。

- ④ 業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ⑤ デジタルプロモーションを実施する場合にあたっては、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」のほか、「愛媛県情報セキュリティポリシー」、「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守すること。

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の完了検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

9 再委託の可否

本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りではない。

10 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の実情なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」及び「愛媛県情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

12 著作権等

- (1) 成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- (2) 県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者いかなる権利も主張できない。
- (3) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (4) 委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は、県に帰属

する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したもののにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。

- (5) 成果及び委託用務のために使用された県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

13 成果品

- (1) 提出物
 - ① 実施報告書（A 4 判） 紙媒体 1 部、PDF及びWordデータを格納したDVD
 - ② 業務の遂行過程で作成したデータ一式（写真：jpeg、動画：mp4、販促ツールデザイン：ai等）
 - ③ その他県が業務の確認に必要と認める書類。
- (2) 提出場所
愛媛県農林水産部水産局漁政課
(〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4－2)
- (3) 提出期限
令和 9 年 3 月 19 日

14 その他

本仕様書に定めのない事項及び内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。